

家庭に眠る不用品をみんなで再利用

リユース宝市を開催

問い合わせは ぐみ減量課 ☎027-898-6272

「リユース宝市」私にとっては不用品でも、誰かにとっては宝物」を開催します。家庭に眠る再利用可能な物（リユース品）を募集し、無料で提供。また、リユース自転車の抽選会も行います。どなたでも参加できますので、ぜひ、ご来場ください。

日時 10月19日(日)午前11時～午後1時
会場 ヤマダグリーンホーム前橋

リユース品を譲ってください

各家庭にある再利用可能なリユース



品を提供してください。対象となるのは、衣類、靴、かばん、ホビー用品、生活雑貨、書籍、育児用品、おもちゃ、小型の家具です。

受付期間 ①9月1日(月)～10月17日(金)
②9月9日(火)～10月15日(水)③10月18日(土)午前10時～午後2時④10月19日(日)午前9時30分～11時

受付場所 ①は市役所1階市民ロビー
②は前橋プラザ元気21・児童文化センター(育児用品、おもちゃのみ)③④はヤマダグリーンホーム前橋

家電製品、廃食用油もリサイクル

ヤマダグリーンホーム前橋で小型家電製品と廃食用油を回収します。

日時 10月18日(土)午前10時～午後2時、10月19日(日)午前9時30分～午後1時
回収対象 ①「小型廃家電製品」一人を持ち運びできる家電製品。ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は除きます。②「廃食用油」サラダ油など液状の植物油に限ります。固形物を取り除き、2リットル以下のペットボトルに詰め、ビニール袋などに入れてください。未使用品はそのままお持ちください

リユース品の一例



資源物の持ち去りは禁止です



問い合わせは ぐみ減量課 ☎027-898-6272

ごみ集積場所や粗大ごみの搬出場所から資源物を持ち去ることは条例で禁止されています。持ち去り行為をした人には禁止命令を出し、命令に違反した場合は20万円以下の罰金になります。なお、市が回収を委託した者や自治会などの有価物集団回収登録団体が、活動の一環としてごみ集積場所から資源物を持ち運ぶことは条例違反とはなりません。

持ち去り禁止の資源物

びん・缶・ペットボトル・自転車・古紙

持ち去りの通報が増加傾向に

最近、持ち去り行為を見かけたとの通報が増えています。頻発する地域についてはパトロールを強化するほか、防犯カメラの設置も検討しますので、ごみ減量課にご相談ください。

多才な講師陣が送る講演会

問い合わせは 中央公民館 ☎027-210-2199



11月8日 田部井淳子さん



11月1日 清水宏保さん



11月29日 蓮池薫さん



11月22日 南和友さん

各界の第一線で活躍する講師を迎えて、市民講座を開催。多才な講師陣による講演を聴いて、実りある時間を過ごしませんか。

日時 ①11月1日②8日③22日④29日の土曜4回、午後1時30分～3時
会場 前橋プラザ元気21内3階ホール
対象 市内在住・在勤の中学生以上、450人(抽選)
講師・テーマ ①元スピードスケート選手・清水宏保さん「ハンドエイを乗り

越えての金メダル」②登山家・田部井淳子さん「世界の山々をめざして」③北関東循環器病院院長・南和友さん「病気がらずの健康習慣」④新潟産業大准教授・蓮池薫さん「夢と絆」

費用 860円(4回分)
申し込み 9月25日(木)までに往復ハガキで。住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、〒371-0023本町二丁目12-1・前橋プラザ元気21内中央公民館「市民講座係」へ

国民健康保険証を郵送します

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6250

10月1日(水)から国民健康保険(国保)の被保険者証(保険証)が新しくなります。現在使用している保険証は9月30日(火)まで有効です。

新しい保険証を郵送

新しい保険証は、9月18日(木)に世帯主宛てに発送します。10月1日からは、新しい保険証を使ってください。現在使っている保険証は、市役所市民課か国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターに返すか、各世帯で責任を持って処分してください。なお、新しい保険証の有効期限は来年9月30日(水)までです。ただし、75歳になる人や、退職者医療制度に加入している人で65

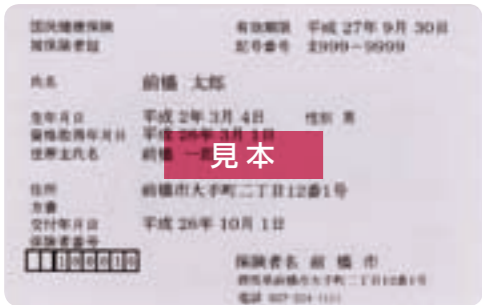
こんなときは届け出を

①氏名や住所などが間違っているときは、新しい保険証と印鑑を用意して、市役所市民課か各支所に届け出てください。②既に会社などの保険証があるときは、会社などの保険証(扶養家族がいる場合はその家族の分も必要)と国保の保険証、印鑑を用意し、市民課か各支所に届け出てください。③国保に加入しているのに新しい保険証が届かないときは、古い保険証と運転免許証など本人確認ができる物を用意し、市役所国民健康保険課か各支所に届け出てください。

国保税を滞納する

その他の届け出事項は保険証に同封するパンフレットをご覧ください。

国保税を特別な理由がなく1年以上滞納している世帯には、保険証の代わりに資格証明書を交付します。その場合は、医療機関などの窓口でいったん医療費の全額を支払うこととなります。後日、市役所国民健康保険課に申請し、保険給付分を受給してください。



滞納している世帯には、保険証の代わりに資格証明書を交付します。その場合は、医療機関などの窓口でいったん医療費の全額を支払うこととなります。後日、市役所国民健康保険課に申請し、保険給付分を受給してください。